

令和7年度 総務常任委員会行政視察日程（案）

日 程	視察市等 (人口)	視 察 項 目
<p>【第1日目】 11月10日(月) 午後</p>	<p>道央廃棄物 処理組合 (2市4町の計 186,372人)</p>	<p>1 広域ごみ処理施設の管理運営について【現地視察】 千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町で構成される道央廃棄物処理組合は、新たに建設した道央廃棄物処理組合焼却施設において令和6年4月から可燃ごみの共同処理を開始した。ごみを燃やした時に発生する熱を利用して蒸気タービン発電機により発電し、施設内で使用したり、電力会社に売るなど、環境に優しく持続可能な循環型社会の構築を目指している。</p>
<p>【第2日目】 11月11日(火) 午前</p>	<p>北海道 札幌市 (1,967,804人)</p>	<p>1 自治会・町内会の支援について 札幌市では、町内会など地域活動の活性化に向けて取り組む市民の一助とするために、セミナーの開催やアドバイザー派遣、冊子制作や町内会加入啓発促進キャンペーンの実施、マチトモ応援大使による広報活動などの自治会・町内会に対する支援を行っている。</p>
<p>【第3日目】 11月12日(水) 午前</p>	<p>北海道 旭川市 (313,879人)</p>	<p>1 庁内DX化の推進による業務改革について 旭川市では、「日本一のデジタル行政」を目指してDXによる業務改革を進めている。ノーコードツールやRPA等を活用し、職員の単純作業にかかる時間を削減し、きめ細かなアナログサービス、より質の高い仕事へシフトできるよう取り組んでいる。 2 動物愛護の取組について【現地視察】 旭川市では、「命の大切さを伝える施設」、「動物にやさしい施設」、「人と動物の正しい関係を学べる施設」を基本コンセプトとして、動物愛護センター「あにまある」を設置しており、適正・終生飼養に関わる飼い主責任の啓発強化等に取り組んでいる。</p>

総務常任委員会の所管事務調査について（案）

令和 7 年 7 月 10 日

1 調査事項

- (1) 地域における動物に関する諸課題について
- (2) 持続可能な自治会運営について

2 目的

- (1) 地域における動物に関する諸課題とその解決に向けた方法を調査し、必要に応じて提言をすること
- (2) 持続可能な自治会運営に関する市の支援等について調査し、必要に応じて提言をすること

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて参考人招致等を行い、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ

7 月 10 日	・ 調査事項、目的、期間、方法等の決定
8 月～12 月	・ 所管課から現況、取組内容等について報告 ・ 必要に応じて参考人への聴取等
1 月～3 月	・ 意見のとりまとめ（課題、提案等の協議）
3 月定例会または 5 月臨時会	・ 総務常任委員長報告

6 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第 70 条（所管事務の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(2) 小田原市議会委員会条例 第 28 条（参考人）

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。